

# 第199回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2019年6月27日（木曜日）  
午前10時

**開催場所** 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
国際ファッションセンタービル10階  
(KFC Room101~103)

**議決権行使期限** 2019年6月26日（水曜日）  
午後5時30分まで

## 目次

第199回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	28
株主総会参考書類	32
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当 のための報酬決定の件	

**富士紡ホールディングス株式会社**

証券コード：3104

証券コード：3104

2019年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号  
富士紡ホールディングス株式会社  
取締役会長兼社長 中 野 光 雄

## 第199回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第199回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続について」（3頁から4頁）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
国際ファッションセンタービル10階（KFC Room101～103）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第199期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第199期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面およびインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.fujibo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
    - ① 連結計算書類の連結注記表
    - ② 計算書類の個別注記表なお、当該連結注記表、個別注記表につきましては、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.fujibo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## <インターネットによる議決権行使のお手続について>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年6月26日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
  - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
  - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。  
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

### 【ご参考】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

# 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外では米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題など、期の後半にかけて海外経済の不確実性が高まり、先行き不透明な状況が続きました。

このような経営環境の下、当フジボウグループは中期経営計画『加速17-20』において、計画期間の前半2年間を拡大に向けての「変革の加速」ステージと位置づけ、基本戦略である「収益性の高い研磨材・化学工業品事業の積極的な拡大」のための基盤創りと「繊維事業の構造改革による反転攻勢」に取り組んでおります。

当期の業績は、連結売上高は前年同期比1,205百万円(3.4%)増収の37,097百万円、営業利益は210百万円(5.3%)減益の3,779百万円、経常利益は286百万円(6.7%)減益の3,983百万円となりました。これから特別損益と法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比369百万円(12.7%)減益の2,538百万円となりました。

以下、セグメント別に概況をご報告申し上げます。

#### ① 研磨材事業

主力の超精密加工用研磨材は、半導体デバイス用途(CMP)等はメモリ・通信用途等を中心とした好調な半導体需要を受け拡大し、ハードディスク用途もデータセンター向けサーバー用需要が底堅く堅調に推移しました。しかしながら、期の終盤では中国の消費減速を背景とした電子部品の出荷落込みの影響を受けました。また、液晶ガラス用途はパネル在庫調整が続き減少しました。

この結果、売上高は前年同期比90百万円増収の10,733百万円、営業利益は170百万円減益の2,081百万円となりました。

#### ② 化学工業品事業

機能化学品および医薬中間体などの受託製造は、機能化学品を中心とした新規受注により、堅調に推移しました。また、中国における環境規制の影響による化学工業品生産の日本国内回帰の傾向もあり、柳井工場・武生工場ともにフル稼働となり、売上高・営業利益が過去最高となりました。

この結果、売上高は前年同期比1,588百万円増収の11,305百万円、営業利益は312百万円増益の919百万円となりました。

### ③ 繊維事業

アンダーウエアを中心とする繊維製品は、インターネットなど新規チャネルでの販売は拡大を続けておりますが、衣料品売場の縮小が続く大手量販店でのメンズインナー定番品の販売が縮小しました。繊維素材では、原材料高騰による製造コスト上昇に対応するため、高採算商材へのシフトと販売量にあわせた設備規模の縮小を行うとともに、老朽設備の新鋭化による生産性向上に取り組みました。

この結果、売上高は前年同期比826百万円減収の11,550百万円、営業利益は335百万円減益の636百万円となりました。

### ④ その他の事業

貿易事業は、農業用機械などの輸出は安定的に推移した一方、車両・タイヤなどの自動車関連は大幅に取引が減少しましたが、収益性の高い商材への集中と経費削減で利益は改善しました。化成品事業は、医療機器用部品が堅調に推移しました。また、2018年10月1日付で取得し連結対象となったプラスチック射出成形用金型子会社の売上高が増加しましたが、同社株式の取得関連費用が発生しました。

この結果、売上高は前年同期比353百万円増収の3,508百万円、営業利益は16百万円減益の143百万円となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社は、2017年度から2020年度までを計画期間とする中期経営計画『加速17-20』を実行しております。計画期間の前半2年を更なる拡大のための基盤創りを加速する「変革の加速」ステージ、後半2年は企業価値拡大を加速する「成長の加速」ステージと位置づけ、利益重視に立脚した重点3事業の加速を基本方針とし、①収益性の高い研磨材・化学工業品事業の積極的な拡大 ②繊維事業の構造改革による収益力向上と反転攻勢 ③成長加速に向けてのホールディングス機能の強化の3つの基本戦略を、スピード感を持って実行し、当社グループの企業価値拡大を「加速」させてまいります。

前半2年間の「変革の加速」ステージにおいては、主力事業として成長を続ける研磨材事業では、拡大の基盤創りのため、半導体製造の最先端プロセス・次世代プロセスに対応した超精密加工用研磨材の開発・拡販に取り組み、台湾新工場を稼働するとともに、BCP対応も合わせた国内新工場の建設を進めております。化学工業品事業では、営業力強化による新規商材の獲得で、既存生産設備のフル稼働体制を構築するとともに、更なる事業規模拡大のための新規設備投資に着手しました。繊維事業では、インターネット販売など新規販売チャネルの開拓・拡大を進めな

がら、生産・物流面の絶えざる構造改革で「稼ぐ力」の向上に取り組んでおります。その他の事業では、化成品事業で医療機器用途など新規商材拡大のための設備投資を行うとともに、金型の事業会社をグループに加え、重点3事業に続く第4の柱事業として育成すべく基盤整備を進めています。

### (3) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は4,777百万円で、主として研磨材事業における生産能力増強およびBCP(事業継続計画)対応に係るものです。

### (4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第196期 2016年3月期	第197期 2017年3月期	第198期 2018年3月期	第199期 2019年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	38,117	40,878	35,891	37,097
経 常 利 益 (百万円)	3,724	7,076	4,269	3,983
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,015	4,344	2,908	2,538
1株当たり当期純利益	260円19銭	379円80銭	254円22銭	221円93銭
総 資 産 (百万円)	45,858	50,044	48,390	52,270
純 資 産 (百万円)	26,445	30,149	32,148	32,778
1株当たり純資産額	2,311円59銭	2,635円60銭	2,810円48銭	2,865円73銭

- (注) 1. 2016年10月1日付で10株を1株にする株式併合を実施しましたが、第196期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当連結会計年度より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を適用しており、第198期につきましては遡及処理後の数値を記載しております。

### (6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

- ① 研磨材・不織布・合成皮革工業品の製造、加工、販売
- ② 各種化学工業品の製造、加工、販売
- ③ 各種繊維製品の製造、加工、販売



(7) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
フジボウ愛媛(株)	450百万円	100.0%	超精密加工用研磨材および機能性不織布の製造・販売、機能品の製造・販売
柳井化学工業(株)	300百万円	100.0	化学工業製品の受託製造
(株)フジボウアパレル	100百万円	100.0	「B.V.D.」ブランド等繊維製品の製造・販売
フジボウトレーディング(株)	200百万円	100.0	各種繊維製品の製造・販売
フジボウテキスタイル(株)	300百万円	100.0	紡績糸、編物および織物等の製造・販売 化成品の製造・販売
アングル(株)	100百万円	100.0	各種繊維製品の製造・販売
台湾富士紡精密材料 股份有限公司	300百万 新台幣ドル	100.0	研磨材等の開発・製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社7社を含む14社であります。  
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
 3. 台湾富士紡精密材料股份有限公司への出資は、フジボウ愛媛(株)を通じての間接所有となっております。  
 4. 2019年4月1日付で(株)フジボウアパレルは当社の重要な子会社であるフジボウトレーディング(株)を吸収合併しております。

(8) 主要な事業所および工場 (2019年3月31日現在)

会社名	事業所および工場
当 社	本社(東京都)、大阪支社(大阪府)
フジボウ愛媛(株)	壬生川本社工場(愛媛県)、東京営業所(東京都)、小山工場(静岡県)、小坂井工場(愛知県)
柳井化学工業(株)	柳井本社工場(山口県)、東京本社(東京都)、武生工場(福井県)
(株)フジボウアパレル	本社(東京都)、大阪営業部(大阪府)、福岡支店(福岡県)、札幌営業所(北海道)
フジボウトレーディング(株)	本社(東京都)、大阪支社(大阪府)、ファッションテキスタイルセンター(静岡県)、(株)フジボウソーイング(大分県)、富士紡(常州)服装有限公司(中国)、ジンタナフジボウコーポレーション(タイ国)
フジボウテキスタイル(株)	本社(東京都)、大阪営業所(大阪府)、和歌山工場(和歌山県)、大分工場(大分県)、タイフジボウテキスタイル(株)(タイ国)
アングル(株)	本社(大阪府)、営業部(東京都)
台湾富士紡精密材料 股份有限公司	本社工場(台湾)

**(9) 従業員の状況** (2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,388名	35名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

**(10) 主要な借入先の状況** (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,150
明治安田生命保険相互会社	360
東京東信用金庫	289
株式会社みずほ銀行	287
アユタヤ銀行	119

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,720,000株
- (3) 株主数 5,898名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	849,400 株	7.43 %
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	607,611	5.31
明治安田生命保険相互会社	533,500	4.66
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	523,100	4.57
株式会社三菱UFJ銀行	500,000	4.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	377,000	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	375,100	3.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	371,000	3.24
三菱UFJ信託銀行株式会社	322,500	2.82
フジボウ共栄会	274,800	2.40

- (注) 1. 当社は自己株式を281,911株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 社長執行役員	中 野 光 雄	
代 表 取 締 役 副社長執行役員	青 木 隆 夫	研磨材事業・機能品事業開発・繊維事業開発統括 フジボウ愛媛(株)代表取締役会長
代 表 取 締 役 専務執行役員	吉 田 和 司	経営企画・財務経理・I R・リスク管理担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	木 原 勝 志	知的財産・施設担当 フジボウ愛媛(株)代表取締役社長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	藤 岡 敏 文	総務・人事統括 環境安全推進・大阪支社担当
取 締 役	中 野 雅 男	
取 締 役	茅 田 泰 三	(株)小松製作所顧問 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授
取 締 役	秀 島 信 也	ヤマハ発動機(株)顧問 光産業創成大学院大学理事 新明和工業(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	松 尾 弘 秋	
常 勤 監 査 役	大 西 秀 昭	
監 査 役	飯 田 直 樹	弁護士法人黒田法律事務所パートナー弁護士 (株)文教堂グループホールディングス社外取締役 (株)山野楽器監査役 (株)キャンドウ社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役 大西秀昭および飯田直樹の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 松尾弘秋氏は、当社監査部門での業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏ならびに監査役 飯田直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 取締役 茅田泰三氏は、2019年3月31日付で中央大学大学院戦略経営研究科客員教授を退任しております。
6. 監査役 飯田直樹氏は、2018年8月31日付で成和明哲法律事務所を退所し、弁護士法人黒田法律事務所に入所しております。

(ご参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。  
取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	豊 岡 保 雄	秘書・繊維事業開発担当 (株)フジボウアパレル代表取締役社長 フジボウトレーディング(株)代表取締役会長
執 行 役 員	鈴 木 眞	コンプライアンス担当 内部監査室長、法務部長
執 行 役 員	野 口 篤 謙	財務経理部長
執 行 役 員	岡 田 祐 明	経営企画部長
執 行 役 員	井 上 雅 偉	化成品事業統括 機能品事業開発部長 柳井化学工業(株)代表取締役社長
執 行 役 員	中 村 隆 夫	人事部長、人財育成室長
執 行 役 員	平 野 治	総務担当 秘書室長

※2019年4月1日付で次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 副社長執行役員	青 木 隆 夫	「成長の加速」推進・研磨材事業・近未来商品開発統括
取 締 役 上 席 執 行 役 員	木 原 勝 志	知的財産・施設担当 フジボウ愛媛(株)代表取締役会長
上 席 執 行 役 員	豊 岡 保 雄	秘書・お客様相談・広告宣伝担当 (株)フジボウアパレル代表取締役社長
執 行 役 員	井 上 雅 偉	化成品事業統括、近未来商品開発副統括 近未来商品開発統括部機能品開発部長 柳井化学工業(株)代表取締役社長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 中野雅男、茅田泰三および秀島信也の3氏ならびに社外監査役 飯田直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取 締 役	8名	184百万円	(うち社外取締役3名 19百万円)
監 査 役	4名	43百万円	(うち社外監査役3名 24百万円)

- (注) 1. 上記には、2018年6月28日開催の第198回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 株主総会決議による役員報酬限度額(2013年6月27日開催第193回定時株主総会決議)  
 取締役分：年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)  
 監査役分：年額72百万円以内

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
社外取締役	茅 田 泰 三	(株)小松製作所	顧 問	該当する事項はありません。
		中央大学大学院 戦略経営研究科	客 員 教 授	該当する事項はありません。
社外取締役	秀 島 信 也	ヤマハ発動機(株)	顧 問	該当する事項はありません。
		光産業創成 大学院大学	理 事	該当する事項はありません。
		新明和工業(株)	社 外 取 締 役	該当する事項はありません。
社外監査役	飯 田 直 樹	弁護士法人 黒田法律事務所	パ ー ト ナ ー 弁 護 士	該当する事項はありません。
		(株)文教堂グループ ホールディングス	社 外 取 締 役	該当する事項はありません。
		(株)山野楽器	監 査 役	該当する事項はありません。
		(株)キャンドゥ	社 外 取 締 役 (監査等委員)	該当する事項はありません。

- (注) 1. 社外取締役 茅田泰三氏は、2019年3月31日付で中央大学大学院戦略経営研究科客員教授を退任しております。
2. 社外監査役 飯田直樹氏は、2018年8月31日付で成和明哲法律事務所を退所しております。なお、当社と成和明哲法律事務所の間には特別の関係はありませんでした。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	中野雅男	2018年度の取締役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外取締役	茅田泰三	2018年度の取締役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外取締役	秀島信也	2018年度の取締役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外監査役	大西秀昭	2018年度の取締役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社外監査役	飯田直樹	2018年度の取締役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となりました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾富士紡精密材料股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。



## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社役員ならびに従業員は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、健全経営による持続的発展を目指しつつ、企業価値を高めることでお客様、従業員、取引先、株主、投資家等ステークホルダーおよび社会から信頼されるよう、全社的な推進基盤として「富士紡グループ行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより、社会規範・企業倫理を守り、社内規則に則った運営を行います。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、継続的な研修などを通じて全社的な法令遵守体制の確立と統括を図ります。
- ③ 違反行為については再発防止の措置と適正な処分を行います。また、内部牽制制度や社内外のルートによる企業倫理ホットライン制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。
- ④ 経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的として、内部監査室を設置します。
- ⑤ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、不当要求に対しては、毅然とした態度で臨みます。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書取扱規程ほか社内規則に基づき、その保存媒体に応じ適切に記録・保存・管理します。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置づけ、リスク運営規則等の基本方針を定めて業務運営で発生する各種リスクを正しく認識し、適切に管理することにより経営の健全性と安定収益の確保を図ります。
- ② 当社は、会社全体のリスク管理状況を把握・管理する体制を構築するため、専門部署としてリスク管理委員会を設置しリスクマネジメントを実施します。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会および経営会議を定期的開催し、方針決定過程の透明性を高めるとともに、執行役員制度の機能を進め、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図ります。
- ② 当社は、当社グループの企業価値向上に向けた目標と施策を定めた、中期経営計画および年度利益計画を策定し、取締役等と従業員の意思統一を図ります。

#### **(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 上記 (1)、(3) および (4) の内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の業務執行は、関係会社運営規則に基づく、当社への決裁・報告制度により適切な経営管理を行います。
- ② 主要な子会社については当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保します。

#### **(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、監査役の職務の補助は経営企画部員が行っていますが、監査役が必要とした場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。

#### **(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

前号の監査役スタッフの任命、異動および考課については監査役の意見を尊重し、当該従業員は専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

#### **(8) 当社および子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社および子会社の取締役、監査役および従業員に報告を求めることができます。
- ② 当社および子会社の取締役、監査役および従業員は、重大な法令違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。これらの者から報告を受けた者も遅滞なく監査役に報告します。
- ③ 当社は上記②に従い監査役への報告を行った当社および子会社の取締役、監査役および従業員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

#### **(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上するほか、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとします。

#### **(10) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができます。

当社の上記「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による当社グループの業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査および経営企画部による子会社の業務運営状況の確認を通じて、内部統制システム全般の評価および改善を実施しています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性については、内部監査室と会計監査人が連携し、実効性ある統制の整備・推進、統制活動のモニタリングを実施しています。

② コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規則」に基づき、取締役会により任命される役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催しました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス・プログラムに基づく施策の推進状況、ならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての協議などを行っております。

コンプライアンス・プログラムでは「富士紡グループ行動憲章」や、各種法令遵守の重要性、企業倫理ホットラインの周知などにより実効性向上に努めています。

③ リスク管理体制

当社は、「リスク運営規則」および「リスク管理委員会運営手続」に基づき、代表取締役を含むリスク管理委員会を当事業年度において2回開催しました。リスク管理委員会では、リスク管理・運営に係る方針およびリスク管理態勢整備に関する重要事項、顕在・潜在リスクの情報収集、評価および対応策について協議を行いました。

④ グループガバナンス体制

当社は、「関係会社運営規則」および「関係会社運営承認基準」において、当社グループ各社の重要事項については、当社による承認または当社への報告を必要とする基準を定め、関係会社の経営を効率的に管理する体制を整備しています。また、当事業年度は当社グループの全幹部社員を対象とした「グループ経営方針説明会」を2回開催し、当社グループの戦略・政策方針の共有化を図っています。

⑤ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催され、監査役全員による取締役会への出席、取締役・使用人からのヒアリングならびに常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席などを通じて取締役の職務の執行の監査、内部統制システムの整備および運用状況の確認を行いました。また、代表取締役社長との定期的な意見交換、社外取締役、会計監査人および内部監査室との連携などにより監査の実効性向上を図っています。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきであると考えております。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、受け入れる余地もあり得ると考えております。

しかし、株式の大規模買付の中には、対象会社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の情報を把握したうえで、大規模買付が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのような情報が明らかにされないまま大規模買付が行われると、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益が害される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

#### ① 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、2017年度を初年度とし2020年度を最終年度とする、4か年の中期経営計画『加速17-20』を策定しております。本計画期間を、これまでの中期経営計画『変身06-10』（事業ポートフォリオの再構築）、『突破11-13』（成長軌道へのテイクオフ）、『邁進14-16』（本格的業容拡大）に引き続く、当社グループのありたい姿である「有機材料技術で未来を拓く、高付加価値創造企業」の実現に向けた、スピード感を持った事業推進により企業価値拡大を文字通り「加速」する期間と位置づけ、より一層の企業価値向上に取り組んでまいります。

本中期経営計画においては、重点3事業（研磨材事業、化学工業品事業、繊維事業）の成長加速を基本方針とし、①収益性の高い研磨材・化学工業品事業の積極的な拡大、②繊維事業の構造改革による収益力向上と反転攻勢、③成長加速に向けてのホールディングス機能の強化を推進し、ありたい姿の実現に向けて、各事業の成長を加速してまいります。

#### ② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、取締役8名中3名が、当社が独自に定める独立性基準を満たす社外取締役（独立社外取締役）であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。そのため、独立社外取締役が取締役総数の3分の1以上を占め、独立性の高い取締役会により経営監督機能が発揮される体制となっております。また、各取締役の経営責任を明確にするため、当社の取締役の任期は1年間としております。

監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査しております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランは、対抗措置の実施または不実施等が所定の期間内に最終的に決定されるまで、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為」といいます。）を行うことができないものとするものです。

本プランでは、大規模買付行為を行いまは行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為についての評価・検討等のために必要かつ十分な情報の提供を求めます。独立委員会（当社の定める独立性基準を満たす当社社外取締役または社外監査役の中から取締役会によって選定された委員3名以上により構成）は、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、大規模買付者の買付内容等の検討等を行い、当社取締役会に対し、対抗措置の実施または不実施等に関する勧告を行います。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、所要の措置を取ります。

本プランにおける対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てであり、対抗措置としての効果を勘案した新株予約権の行使条件および取得条項等を定めることがあります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.fujibo.co.jp/>）上の2017年5月12日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

### (4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大規模買付は困難になるものと考えられます。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### (5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

#### ① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、2008年6月30日に企業価値研究会が発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

② 株主意思を重視するものであること

2017年6月29日開催の定時株主総会において承認された本プランの有効期間は2020年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までであり、以後、その延長については、3年ごとの定時株主総会での承認を条件としており、当該承認を得られなかった場合には、本プランは速やかに廃止されます。

本プランは、大規模買付者が本プランに定められる手続を遵守する場合に対抗措置を実施するためには、独立委員会が、対抗措置実施の要件に明らかに該当すると認めるときを除き、必ず、対抗措置実施の是非についての株主意思確認総会を開催することとし、これによって、株主の皆様のご意思を直接確認することとしております。

本プランは取締役会の決議によって廃止することができます。当社取締役の任期は1年間であり、有効期間中でも毎年の取締役選任手続を通じて本プランの継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様の意思を反映させることができます。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

④ 合理的な客観的実施要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しております。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができることとされております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会の決議により廃止することができ、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能な仕組みとなっております。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、実施を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、当社は期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

(資産の部)	52,270 <sup>百万円</sup>	(負債の部)	19,492 <sup>百万円</sup>
<b>流動資産</b>	<b>19,858</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,168</b>
現金及び預金	4,895	支払手形及び買掛金	3,576
受取手形及び売掛金	9,369	電子記録債権	1,040
商品及び製品	2,191	短期借入金	1,879
仕掛品	1,924	リース債権	90
原材料及び貯蔵品	1,118	未払法人税等	581
その他	376	与引当金	648
貸倒引当金	△17	返品調整引当金	44
<b>固定資産</b>	<b>32,411</b>	返品のその他	4,307
<b>有形固定資産</b>	<b>29,126</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,323</b>
建物及び構築物	6,903	長期借入金	426
機械装置及び運搬具	5,721	リース債権	80
土地	13,912	繰延税金負債	812
リース資産	55	再評価に係る繰延税金負債	732
建設仮勘定	1,594	退職給付に係る負債	4,860
その他	939	資産除去債務	307
<b>無形固定資産</b>	<b>828</b>	その他	104
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,456</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>32,778</b>
投資有価証券	2,024	<b>株主資本</b>	<b>30,729</b>
繰延税金資産	136	資本剰余金	6,673
その他	294	利益剰余金	2,174
貸倒引当金	△0	自己株式	22,455
<b>資産合計</b>	<b>52,270</b>	その他の包括利益累計額	△573
		その他有価証券評価差額金	2,048
		繰延ヘッジ損益	550
		土地再評価差額金	△6
		為替換算調整勘定	1,270
		退職給付に係る調整累計額	238
		<b>非支配株主持分</b>	△3
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>0</b>
			<b>52,270</b>

## 連結損益計算書

(自 2018年 4月 1日)  
(至 2019年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

		百万円
売	上	37,097
売	上	24,685
<b>売</b>	<b>上</b>	<b>12,412</b>
販	費	8,632
<b>営</b>	<b>業</b>	<b>3,779</b>
営	業	
受	取	53
雑	収	296
営	業	
支	払	14
雑	損	132
<b>経</b>	<b>常</b>	<b>3,983</b>
特	別	
投	資	0
特	別	
固	定	96
減	損	25
そ	の	1
<b>税金等調整前</b>	<b>当期純利益</b>	<b>3,859</b>
法人税、住民税及び事業税		1,156
法人税等調整額		164
<b>当</b>	<b>期</b>	<b>2,538</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		0
<b>親会社株主に帰属する</b>	<b>当期純利益</b>	<b>2,538</b>



## 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月 1日)  
(至 2019年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 6,673	百万円 2,174	百万円 21,631	百万円 △571	百万円 29,907
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,715		△1,715
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,538		2,538
土地再評価差額金の取崩			1		1
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	824	△2	821
当 期 末 残 高	6,673	2,174	22,455	△573	30,729

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 668	百万円 △8	百万円 1,272	百万円 330	百万円 △21	百万円 2,240	百万円 0	百万円 32,148
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△1,715
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								2,538
土地再評価差額金の取崩								1
自 己 株 式 の 取 得								△2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△118	2	△1	△92	17	△191	△0	△191
当 期 変 動 額 合 計	△118	2	△1	△92	17	△191	△0	630
当 期 末 残 高	550	△6	1,270	238	△3	2,048	0	32,778

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>	<b>31,145</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>7,197</b>
<b>流動資産</b>	<b>10,112</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,184</b>
現金及び預金	2,767	支払手形	4
受取手形	984	支子記録債	548
売掛金	103	短期借入金	120
前払費用	6	短期借入金	69
短期貸付金	5,525	未払金	186
その他の流動資産	901	未払費用	203
貸倒引当金	△176	未払法人税等	391
<b>固定資産</b>	<b>21,033</b>	預り金	341
<b>有形固定資産</b>	<b>3,943</b>	前受収益	6
建物	350	与引当金	80
構築物	25	その他の流動負債	230
機械及び装置	0	<b>固定負債</b>	<b>5,012</b>
車両及び運搬具	3	長期借入金	240
工具器具及び備品	32	リース負債	36
土地	3,511	再評価に係る繰延税金負債	732
リース資産	19	退職給付引当金	3,767
<b>無形固定資産</b>	<b>305</b>	資産除去債務	183
ソフトウェア	161	その他の固定負債	53
リース資産	98	<b>(純資産の部)</b>	<b>23,948</b>
その他の無形固定資産	46	<b>株主資本</b>	<b>22,199</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,783</b>	資本	6,673
投資有価証券	1,681	資本剰余金	2,174
関係会社株式	8,937	資本準備金	1,273
出資金	4	その他資本剰余金	900
長期貸付金	5,145	利益剰余金	13,925
長期前払費用	2	利益準備金	394
繰延税金資産	796	その他利益剰余金	13,531
その他の投資等	216	繰越利益剰余金	13,531
		自己株式	△573
		評価・換算差額等	1,749
		その他有価証券評価差額金	484
		繰延ヘッジ損益	△6
		土地再評価差額金	1,270
<b>資産合計</b>	<b>31,145</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>31,145</b>

# 損益計算書

(自 2018年 4月 1日  
至 2019年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

							百万円
営	業	収	益				4,187
営	業	費	用				2,871
営	業	利	益				<u>1,316</u>
営	業	外	収	益			
受	取	利	息	及	び	配	122
雑			収			当	金
営	業	外	費	用			<u>223</u>
支		払	利			息	2
雑			損			失	<u>116</u>
経	常	利	益				<u>1,542</u>
特	別	損	失				
固	定	資	産	処	分	損	31
減		損		損		失	8
そ		の				他	<u>1</u>
税	引	前	当	期	純	利	<u>1,502</u>
法	人	税	、	住	民	税	28
法	人	税	等	調	整	額	<u>99</u>
当	期	純	利	益			<u>1,374</u>

## 株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月 1日)  
(至 2019年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	百万円 6,673	百万円 1,273	百万円 900	百万円 2,174	百万円 394	百万円 13,871	百万円 14,265	百万円 △571	百万円 22,542
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△1,715	△1,715		△1,715
当期純利益						1,374	1,374		1,374
土地再評価差額金の取崩						1	1		1
自己株式の取得								△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△340	△340	△2	△342
当 期 末 残 高	6,673	1,273	900	2,174	394	13,531	13,925	△573	22,199

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当 期 首 残 高	百万円 581	百万円 △6	百万円 1,272	百万円 1,847	百万円 24,389
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△1,715
当期純利益					1,374
土地再評価差額金の取崩					1
自己株式の取得					△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△96	△0	△1	△98	△98
当期変動額合計	△96	△0	△1	△98	△440
当 期 末 残 高	484	△6	1,270	1,749	23,948

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

富士紡ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 千 足 幸 男 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士紡ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

富士紡ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 千 足 幸 男 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第199期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第199期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

富士紡ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 松 尾 弘 秋 ㊟

常勤社外監査役 大 西 秀 昭 ㊟

社外監査役 飯 田 直 樹 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営環境および業績等を総合的に勘案し、長期的に安定した配当を実施してまいりたいと考えております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき50円といたしたいと存じます。これにより、中間配当50円を加えました当期の年間配当は、1株につき100円となります。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
  
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金50円  
総額571,904,450円
  
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月28日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>なか の みつ お 中 野 光 雄 (1951年2月23日生)</p> <p>再任</p>	<p>1973年4月 当社入社 1998年11月 当社機能資材部長 2002年6月 当社機能品事業部長兼機能品部長 2004年2月 当社機能品事業部長 2004年6月 当社取締役、機能品事業部長 2005年5月 当社取締役、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2005年6月 当社取締役、執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2006年5月 当社代表取締役社長、社長執行役員 2017年6月 当社代表取締役会長兼社長、社長執行役員 現在に至る</p>	21,100株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 中野光雄氏は、事業子会社の代表取締役社長を務めたのち、2006年5月からは当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">あお き たか お 青 木 隆 夫 (1956年1月2日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1980年4月 当社入社 2007年5月 フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2007年6月 当社執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2010年6月 当社取締役、執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2011年6月 当社取締役、上席執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2013年6月 当社取締役、常務執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役、専務執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2015年10月 当社代表取締役、専務執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2017年1月 当社代表取締役、専務執行役員 2017年6月 当社代表取締役、副社長執行役員 2018年1月 当社代表取締役、副社長執行役員、アングル(株)代表取締役社長 2018年5月 当社代表取締役、副社長執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役会長 2019年4月 当社代表取締役、副社長執行役員 現在に至る</p> <p>(現在の担当) 「成長の加速」推進・研磨材事業・近未来商品開発統括</p>	8,800株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 青木隆夫氏は、事業子会社の代表取締役社長を歴任し、2014年6月からは当社の代表取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">よし      だ      かず      し 吉      田      和      司 (1957年 4 月 1 日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1979年 4 月 (株)三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2003年 5 月 (株)東京三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 浅草橋支社長 2005年 5 月 同行神保町支社長 2006年 1 月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 神保町支社長 2007年 5 月 同行柳橋支社長 2009年 6 月 三菱UFJキャピタル(株)代表取締役・常務取締役 2012年 4 月 同社代表取締役・常務取締役、常務執行役員 2012年 7 月 当社顧問 2012年10月 当社執行役員 2013年 6 月 当社取締役、上席執行役員 2014年 6 月 当社取締役、常務執行役員 2016年 6 月 当社取締役、専務執行役員 2017年 6 月 当社代表取締役、専務執行役員 現在に至る</p> <p>(現在の担当) 経営企画・財務経理・IR・リスク管理担当</p>	4,100株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 吉田和司氏は、金融機関において責任ある職歴を歩まれたのち、2017年6月からは当社の代表取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	き はら かつ し 木 原 勝 志 (1958年 3月 6日生) 再任	1980年 4月 当社入社 2011年 5月 フジボウ愛媛(株)取締役・副社長執行役員 2011年 6月 当社執行役員、フジボウ愛媛(株)取締役・副社長執行役員 2013年 6月 当社上席執行役員、フジボウ愛媛(株)取締役・副社長執行役員 2015年10月 当社上席執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2017年 6月 当社取締役、上席執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2019年 4月 当社取締役、上席執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役会長 現在に至る (現在の担当) 知的財産・施設担当 (重要な兼職の状況) フジボウ愛媛(株)代表取締役会長	5,800株
<取締役候補者とした理由> 木原勝志氏は、事業子会社の代表取締役社長を務めるとともに、2017年6月からは当社の取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">とよ おか やす お 豊 岡 保 雄 (1959年3月25日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>1981年4月 当社入社  2015年4月 当社秘書室長  2017年6月 当社執行役員、秘書室長  2018年6月 当社上席執行役員、秘書室長  2018年8月 当社上席執行役員、(株)フジボウアパレル代表取締役社長、フジボウトレーディング(株)代表取締役会長  2019年4月 当社上席執行役員、(株)フジボウアパレル代表取締役社長  現在に至る</p> <p>(現在の担当)  秘書・お客様相談・広告宣伝担当  (重要な兼職の状況)  (株)フジボウアパレル代表取締役社長</p>	2,500株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;  豊岡保雄氏は、当社の管理部門の責任者や事業子会社の代表取締役社長を務めるとともに、2018年6月からは当社の上席執行役員を務めております。当社グループの事業及び会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者いたしました。</p>			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p>かや た たい ぞう 茅 田 泰 三 (1949年 5 月 2 日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1972年 4 月 (株)小松製作所入社 1985年 4 月 同社北京事務所長 2001年 6 月 小松(中国)投資有限公司董事長 2002年 6 月 (株)小松製作所執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長 2007年 4 月 同社常務執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長 2009年10月 同社常務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司董事長 2010年 4 月 同社専務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司董事長 2012年 6 月 同社顧問 現在に至る 2012年 9 月 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授 2015年 6 月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)小松製作所顧問</p>	700株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt; 茅田泰三氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくため、候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	ひで しま のぶ や 秀 島 信 也 (1954年 1月 9日生) 再任 社外 独立	1978年 4月 ヤマハ発動機(株)入社 1999年 5月 同社MC事業部製造統括部生産管理室長 2003年 4月 Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America取締役社長 2009年 1月 ヤマハ発動機(株)調達本部長 2009年 3月 同社執行役員、調達本部長 2010年 3月 同社上席執行役員、調達本部長 2011年 3月 同社取締役、上席執行役員、調達本部長 2013年 3月 同社取締役、常務執行役員、調達本部長 2014年 1月 同社取締役、常務執行役員、エンジンユニット長兼CS本部長 2016年 1月 同社取締役、常務執行役員、エンジンユニット長 2017年 3月 同社顧問 現在に至る 2017年 6月 当社社外取締役 現在に至る 2018年 6月 新明和工業(株)社外取締役 現在に至る 2019年 6月 日本トムソン(株)社外取締役就任予定 (重要な兼職の状況) ヤマハ発動機(株)顧問 光産業創成大学院大学理事 新明和工業(株)社外取締役 日本トムソン(株)社外取締役 (予定)	500株
<社外取締役候補者とした理由> 秀島信也氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくため、候補者いたしました。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	ルース・マリー・ジャーマン (1966年5月30日生) 新任 社外 独立	1988年12月 (株)リクルート入社 1992年6月 翻訳・通訳活動 2000年4月 (株)スペースデザイン取締役、営業本部長 2012年4月 (株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長	0株
<社外取締役候補者とした理由> ルース・マリー・ジャーマン氏は、コンサルタントとして外国人顧客への営業戦略に関する豊富な知識と経験を持たれており、その専門的な知見と女性の視点から、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくため、候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 茅田泰三、秀島信也およびルース・マリー・ジャーマンの3氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は茅田泰三および秀島信也の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社はルース・マリー・ジャーマン氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 茅田泰三および秀島信也の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって茅田泰三氏が4年、秀島信也氏が2年となります。
5. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、茅田泰三および秀島信也の両氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。茅田泰三および秀島信也の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、ルース・マリー・ジャーマン氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 松尾弘秋および飯田直樹の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制強化のための1名増員と合わせ、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつ お ひろ あき 松 尾 弘 秋 (1957年10月6日生)  再任	1980年4月 当社入社 2007年6月 当社業務監査室長 2008年10月 当社内部監査室長 2012年1月 当社執行役員、秘書室長 2013年2月 当社執行役員、(株)フジボウアパレル代表取締役社長 2013年11月 当社執行役員、事業開発統括部長兼広告宣伝部長、フジボウトレーディング(株)取締役・副社長執行役員 2014年12月 当社執行役員、経営企画副担当、特命部長 2015年6月 当社常勤監査役 現在に至る	3,800株
<p>&lt;監査役候補者とした理由&gt; 松尾弘秋氏は、当社の監査部門および管理部門の責任者を務めたのち、2015年6月からは当社の常勤監査役を務めております。当社グループでの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社監査役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">なま た め まさる 生 田 目 克 (1955年8月14日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任] [社外] [独立]</p>	<p>1978年4月 (株)日立製作所入社                      2002年6月 同社放送・通信システム推進事業部企画管理部長                      2004年2月 同社監査室部長                      2010年6月 国産電機(株)(現 マーレエレクトリックドライブズジャパン(株))取締役、業務管理本部長                      2014年3月 同社常務取締役、業務管理本部長                      2016年4月 日立コンシューマ・マーケティング(株)(現日立グローバルライフソリューションズ(株))常勤監査役                      2018年8月 (株)アイデンティティ常勤監査役                      現在に至る                      (重要な兼職の状況)                      (株)アイデンティティ常勤監査役</p>	0株
<p>&lt;社外監査役候補者とした理由&gt;                      生田目克氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で取締役の職務の執行を監査していただくため、候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	おお つか こう た ろう 大 塚 幸 太 郎 (1968年8月5日生) 新任 社外 独立	1997年4月 弁護士登録 牛島法律事務所 (現 牛島総合法律事務所) 入所 1999年4月 古賀法律事務所 (現 霞総合法律事務所) 入所 2006年4月 中川・大塚法律事務所代表弁護士 現在に至る (重要な兼職の状況) 中川・大塚法律事務所代表弁護士	0株
<社外監査役候補者とした理由> 大塚幸太郎氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な知識と経験を持たれており、その専門的な知見をもとに、経営陣から独立した立場で取締役の職務の執行を監査していただくため、候補者といたしました。なお、同氏は、会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 生田目克および大塚幸太郎の両氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 当社は生田目克および大塚幸太郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 4. 当社は、定款において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、生田目克および大塚幸太郎の両氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2013年6月27日開催の株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分300百万円以内）と決議いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割り当てること（当該譲渡制限付株式による株式報酬制度を以下「本制度」といいます。）といたしたく存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、上記目的や対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して相当と考えられる金額として、年額300百万円以内と設定いたしたく存じます。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案を原案どおり承認いただいた場合は引き続き8名（うち社外取締役3名）となります。

### 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

本制度において、当社は、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社の取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社の取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結していることを条件として支給します。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限は、15,000株とします。なお、本制度に基づく譲渡制限付株式に関する報酬としての金銭報酬債権の支給および譲渡制限付株式の割当ての決定は、各事業年度において行うこととします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、

当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとします。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとします。

#### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、死亡、任期満了、定年または当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

#### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当該退任または退職が死亡、任期満了、定年または当社の取締役会が正当と認めた理由による場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、当社は、本割当株式のうち上記(2)の譲渡制限の解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併に係る合併契約、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に係る株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。上記に規定する場合には、当社は、

譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

以 上

(ご参考)

本定時株主総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

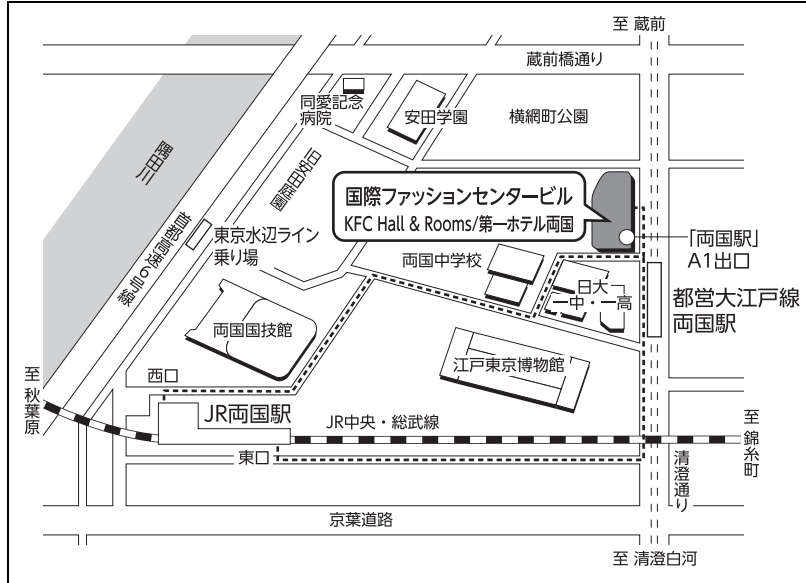
以 上

# 株主総会会場ご案内略図

国際ファッションセンタービル10階  
(KFC Room101~103)

東京都墨田区横網一丁目6番1号

電話 (03)5610-5801(代表)



- <最寄駅> 地下鉄（大江戸線） 両国駅 A1 出口より徒歩0分。  
J R（中央・総武線） 両国駅  
東口改札より  
改札を出て左折。線路沿い直進し、突き当たり（清澄通り）を左折。  
徒歩6分。  
西口改札より  
両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者用道路に沿って徒歩7分。



ユニバーサルデザイン (UD) の  
考えに基づいた見やすいデザイン  
の文字を採用しています。